

社団法人国立大学協会
会員代表者・事務担当責任者による連絡会次第

日 時 平成17年12月26日(月) 13:30~16:30
場 所 一橋記念講堂(学術総合センター)

【次 第】

1. 社団法人国立大学協会 相澤益男 会長 挨拶
2. 文部科学省 石川 明 高等教育局長 挨拶
清水 潔 研究振興局長 挨拶
3. 徳 永 保 大臣官房審議官(高等教育局担当) 説明
泉 紳一郎 大臣官房審議官(高等教育局担当) 説明
4. 高等教育局 小松親次郎 国立大学法人支援課長 説明
 - 平成18年度予算案について
 - 長期借入金規定の緩和について
 - 総人件費の政府実行計画について
 - 会計基準の改正について
 - 剰余金の繰越に係る大臣承認について
 - 学生寄宿舍の寄宿料規定の改正について
 - 寄附金に係る税制改正要望について
 - 総合科学技術会議の動向について
 - その他

大臣官房文教施設企画部 金谷史明 計画課長 説明
研究振興局 芦立 訓 学術機関課長 説明

————— 休 憩 —————

5. 中期目標・中期計画の取り扱いについて
6. 質 疑

社団法人国立大学協会

会員代表者・事務担当責任者による連絡会

(高等教育局関係配布資料 目次)

- 平成18年度国立大学法人予算の内示概要・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 国立大学法人の長期借入金の対象範囲拡大について・・・・・・・・・・ 6
- 総人件費改革のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 国立大学法人会計基準の改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 剰余金の繰越に係る大臣承認について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 大学の自主的判断による学生寄宿舍の寄宿料設定について・・・・ 29
- 平成18年度文部科学省関係税制改正要望の結果・・・・・・・・・・・・ 32

(別冊)

- 「科学技術に関する基本政策について」に対する答申案

人件費削減に関する動きについて

I 経済財政諮問会議について

○「総人件費改革基本指針」（平成17年11月14日経済財政諮問会議決定）

3 その他の公的部門

- (1) 特殊法人、独立行政法人（国立大学法人等を含む。）等、その他の公的部門についても、公務員に準じた人件費削減の取組みを行うよう求める。これを踏まえて、特殊法人、独立行政法人等に対する補助金や運営費交付金を抑制するよう見直す。
- (2) 特殊法人、独立行政法人、地方独立行政法人、地方公社や第三セクター等の人員や給与に関する情報を国民に分かりやすく開示させ、改革の取組を促す。

○「総人件費改革の実行計画等」（平成17年12月24日閣議決定）

上記「基本指針」に即し、政府として「行政改革の重要方針」の一部として「総人件費改革の実行計画等」が策定された。

なお、上記「総人件費改革の実行計画等」に係る原案作成においては、中期目標及び中期計画への記述等に関し、「独立行政法人」と「国立大学法人法に基づく法人」は立法そのものが異なることから、制度設計が異なっており、本文において、その差異、国会における法案審議の議論、両院の附帯決議の趣旨等をも明確に踏まえた表現が必要であること等の意見を提出し、当該意見内容を反映。

4 総人件費改革の実行計画等

(1) 総人件費改革の実行計画

ウ その他の公的部門の見直し

① 独立行政法人及び国立大学法人法に基づく法人

(7) 主務大臣は、国家公務員の定員の純減目標（今後5年間で5%以上の純減）及び給与構造改革を踏まえ、独立行政法人及び国立大学法人法に基づく法人について、各法人ごとに、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うことを中期目標において示すこととする。

(4) 各法人は、中期目標に従い、今後5年間で5%以上の人件費（注）の削減を行うことを基本とする（日本司法支援センター及び沖縄科学技術研究基盤整備機構を除く）。これに加え、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しに取り組むものとする。

各法人の長は、これらの取組を含む中期計画をできる限り早期に策定し、主務大臣は、中期計画における削減目標の設定状況や事後評価等を通じた削

減の進捗状況等を的確に把握するものとする。

(注) 今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。

(ウ) 上記の(イ)の取組を踏まえ、運営費交付金等を抑制する。

(エ) 各省庁の独立行政法人評価委員会及び国立大学法人評価委員会は、各法人の人件費削減の取組状況や国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施するとともに、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会においても2次評価を行うこととし、これらの結果を公表する。

II 定員削減について

1 「今後の行政改革の方針」(平成16年12月24日閣議決定)

平成17年度から平成21年度までの5年間に平成16年度末定員の10%以上を削減することを目指すこととされている。

2 「平成18年度以降の定員管理について」(平成17年10月4日の閣議決定)

平成18年度から平成21年度までの間の各府省の合理化目標数を設定

	17年度末 定員	A 18~21年 度目標数	B 17年度定 員合理化	5年間合計 (A+B)
文科省	2,200人	182人	22人	204人
国全体	331,427人	27,681人	5,549人	33,230人

III 「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(9月28日 閣議決定)

1 人事院勧告完全実施 (10月28日法案可決 11月7日公布 12月1日施行)

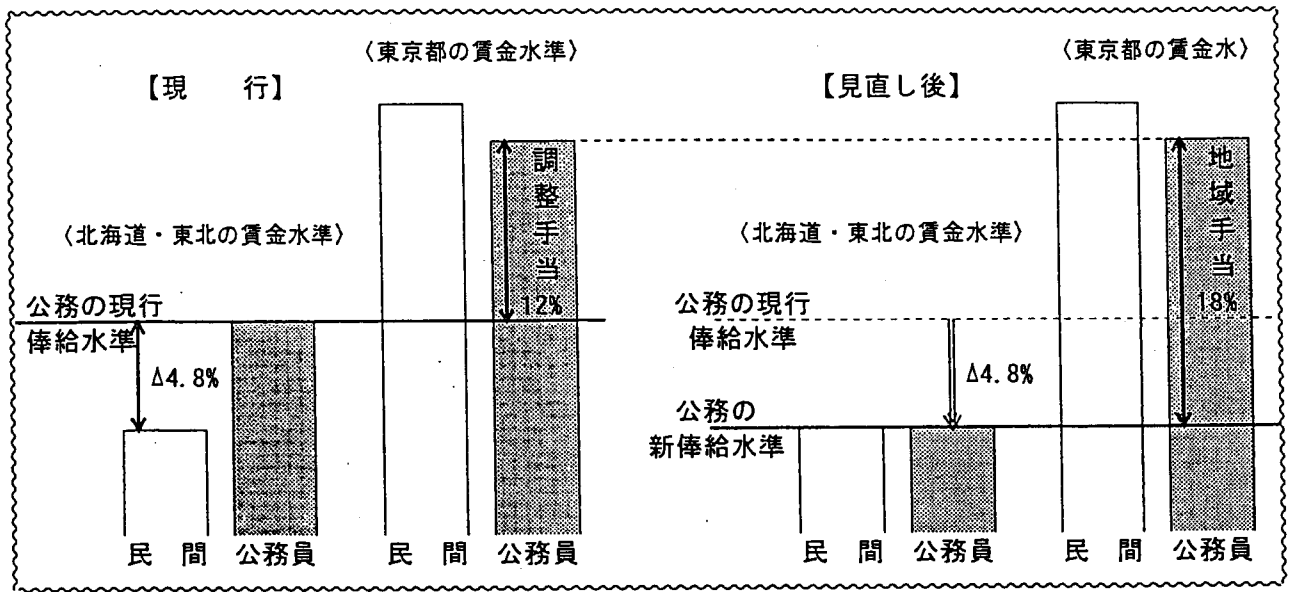
2 総人件費を削減する必要があるため、

(1) 人事院に対し、官民給与比較の方法について、民間賃金の状況をよりの確・精緻に反映させるための方策についての早急な総合的検討の要請

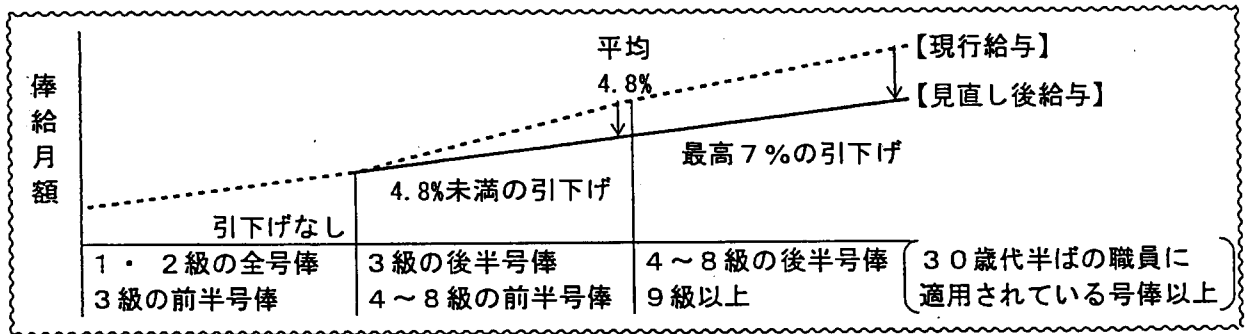
(2) 退職手当制度の構造面の見直し

(3) 独立行政法人(国立大学法人及び大学共同利用機関法人を含む。)の役職員の給与改定については、国家公務員の給与水準を十分考慮して適正な給与水準とするよう要請等の措置を講じるとともに、本年秋までに総人件費改革のための「基本指針」を策定するとされた。

1 地場賃金反映措置



2 俸給水準是正〔俸給水準を全体として平均4.8%程度引下げ〕



3 経過措置

